

# 上和田住宅エレベーター工事（第1工区）

## 図面目録

番号	図面名称	縮尺	番号	図面名称	縮尺
0	図面目録		9	8階平面図 屋根平面図	1/100
1	エレベーター工事特記仕様書1	NS	10	断面図(1)	1/100
2	エレベーター工事特記仕様書2	NS	11	断面図(2)	1/100
3	エレベーター工事特記仕様書3	NS	12	A階段詳細図(1)	1/50
4	付近見取図・全体配置図	1/500	13	A階段詳細図(2)	1/50
5	配置図	1/300	14	A階段詳細図(3)	1/50
6	地下ビット図	1/100	15	A階段詳細図(4)	1/50
7	1階平面図	1/100	16	A階段 展開図	1/50
8	2～3階平面図 4～7階平面図	1/100	17	エレベーター設備図(参考図)	1/30、1/50

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号: H26Q12J01640

課長	主任	課長補佐	主査	担当

項 目	特 記 事 項
【EV設備工事】	■総則編 1章 一般共通事項■
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工物品質管理要領 B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 C. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1) から5) までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2) から5) に対するもの) 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成23年4月1日適用)に定めるところによる。 ( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihennkouyouryou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/sekkeihennkouyouryou.pdf</a> )
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお問い合わせ」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督員へ提出する。
1.2.1 施工管理	「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日策定 国土交通省住宅局建築指導課) : ・適用する ※適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4. (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧(別紙)に、確認項目として掲げられた工事内容のうち、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、(2) 留意事項に留意し、品質管理の記録を監督員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた確認項目については、この限りでない。 * 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知)によるものとする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) ※ 無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の建築物: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> を参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」により次の計画書を監督員に提出する。なお、1) と2) の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) * マニフェスト集計表を作成し、監督員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [ ] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> 、CREDAS打ち出し様式 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> 、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf</a> 、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</a> D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/nyou/sossenriyou.pdf</a> を参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 次の資材のうち、「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループの資材は、あいくる材の認定資材を使用する。 ①再生加熱アスファルト混合物 ②再生路盤材 ③コンクリート二次製品 ④舗装用ブロック ⑤再生硬質塩化ビニル管 ⑥PET製小口径ます用のふた ⑦堆肥・植栽基盤材 ⑧間伐材利用の工事用看板 ①の使用箇所: 敷地内アスファルト舗装 ②の使用箇所: 砂利地業、敷地内舗装の路盤 ③の使用箇所: 屋内・屋外の硬質塩化ビニル管使用箇所 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督員に提出する。

項 目	特 記 事 項
非飛散アスベスト処分	1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</a> F. 非飛散アスベスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )
1.3.1 足場, その他	2. 設置する足場, 棧橋, リフト等の設置: ※ 建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 足場: (幅: ・ 0.9 ※ 1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い: ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板(H=3.0m) ・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による 4. 工事用道路, 工事用水, 排水及び特殊仮設:
1.3.4 監督員事務所	・設ける ※設けない A. 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m <sup>2</sup> 程度 B. 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁, 天井: 合板又はせっこうボード張り, 合成樹脂エマルジョインペイント塗り C. 設備, 備品等 監督員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机, いす, 書棚, 行事予定表, ゴム長靴, 雨合羽, 保護帽, 懐中電灯, 寒暖計, 安全帯, 衣類ロッカー, 請負者加入の電話子機, 冷暖房機器, 消火器, 湯沸器, 掃除機 2) 選択備品: ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督員の承諾を受ける。 3. 工事PR看板(愛知県建設部「PR看板設置要綱」による): ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督員に提出する。
1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」(平成19年版): ※適用する(評価シートの作成: ・する ・しない) ○適用しない B. 「愛知県環境物品調達方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/0000009402.html</a> を参照。)別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/</a> を参照。)に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、請負者協議の上、決定する。
1.8.4 完成図その他	F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前: 工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中: ①右図(参考図)に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督員指示による。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。
提出書類	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他 [ ] B. 次の図面をマイクロフィルムに撮り、ポリエステルベースA4判に拡大の上、監督員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 * 次の書類を監督員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事監理事務の手引等によるもの
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。) 保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は請負者とする。
	株式会社 丹羽英二建築事務所 上和田住宅エレベーター工事(第1工区) 図面番号 一級建築士登録番号 第184619号 縮尺 エレベーター工事特記仕様書1 No. 1
	検 図 製 図 設 計 H26年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課

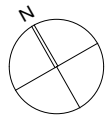
件 名	600程度
名 称	
位 置	
工 程	
備 考	
撮影年月日	450程度

項目	特記事項												
常備図書	* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔平成25年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）												
建設業退職金共済制度	* この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。												
施工体系図の掲示	* 請負金額が500万円以上の工事については、1次下請総額の如何に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。ただし、下請負に付さない工事、当初請負金額が500万円未満で、変更後500万円以上となる工事を除く。												
各種調査への協力 工事中の安全管理	* 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力を行うこと。 * 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。												
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。												
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない												
工事費内訳明細書 工事下請負届	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出：・要する ※要しない * 低入札価格調査対象工事（施工体制台帳の提出が義務づけられている工事は除く）においては、下請負契約書（写）を添付すること。												
騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：												
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））												
貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/）												
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。												
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。												
施工体制 現場代理人	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。												
13.2.1 適用範囲	■機械編 13章 エレベーター設備工事■ * 設置するエレベーターは「総則編1.5.2の2(3)に示す基準」の基準以上の性能を有すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>積載量</th> <th>定員</th> <th>定格速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※RU-9-2S-45 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>45m/min (10階以下)</td> </tr> <tr> <td>・RU-9-2S-60 (T, W, Q, F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>60m/min (11階以下)</td> </tr> </tbody> </table>	形式	積載量	定員	定格速度	※RU-9-2S-45 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (10階以下)	・RU-9-2S-60 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (11階以下)
形式	積載量	定員	定格速度										
※RU-9-2S-45 (T, W, Q, F)	600kg	9名	45m/min (10階以下)										
・RU-9-2S-60 (T, W, Q, F)	600kg	9名	60m/min (11階以下)										
13.2.2 基本仕様	1. 運転操作方式 ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式（2台併設時） ・全自動群管理方式（3台以上併設時） 基準階昇着機能 ・付加する ※付加しない 4. 設計用震度 * 耐震安全性の分類： ※ 耐震クラスA14 ・ 耐震クラスS14 5. 地震時管制運転装置 (6) (二)長尺物振れ管制運転 ・備える ・備えない 9. 電源盤・制御盤 設置位置： ※昇降路内 ・乗場 17. かが (4)かが内正面の幅木： ・設置する ※設置しない 18. 乗場 (1)乗場枠の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ※メーカー仕様による (2)乗場の戸の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ※メーカー仕様による 25. 電気配線・配管 保守遠隔監視用（電話回線） 配管・配線：図面による [ ]												
13.2.3 付加仕様	1. 停電時救出運転装置：・適用する ・適用しない ※図面による 2. 火災時管制運転装置：・適用する ・適用しない ※図面による 火災報知設備との連動：※行う ・行わない 4. エレベーター内防犯カメラシステム：※設置する（仕様：下記による） ・設置しない 1) 撮影機能：広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上 2) 録画機能：デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上 3) その他：外部接続端子（モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出画像のバックアップが可能なもの。）、防犯カメラ設置表示ステッカー（乗降口及びかが内） 7. 警報装置： ・適用する ※適用しない 8. 中間ビーム： 図面による [ ] 14. 各階強制停止装置：※適用する ・適用しない 作動時間：0：00～6：00（外部からの呼びでも機能すること） 夜間各階停止運転表示板：※適用する ・適用しない												

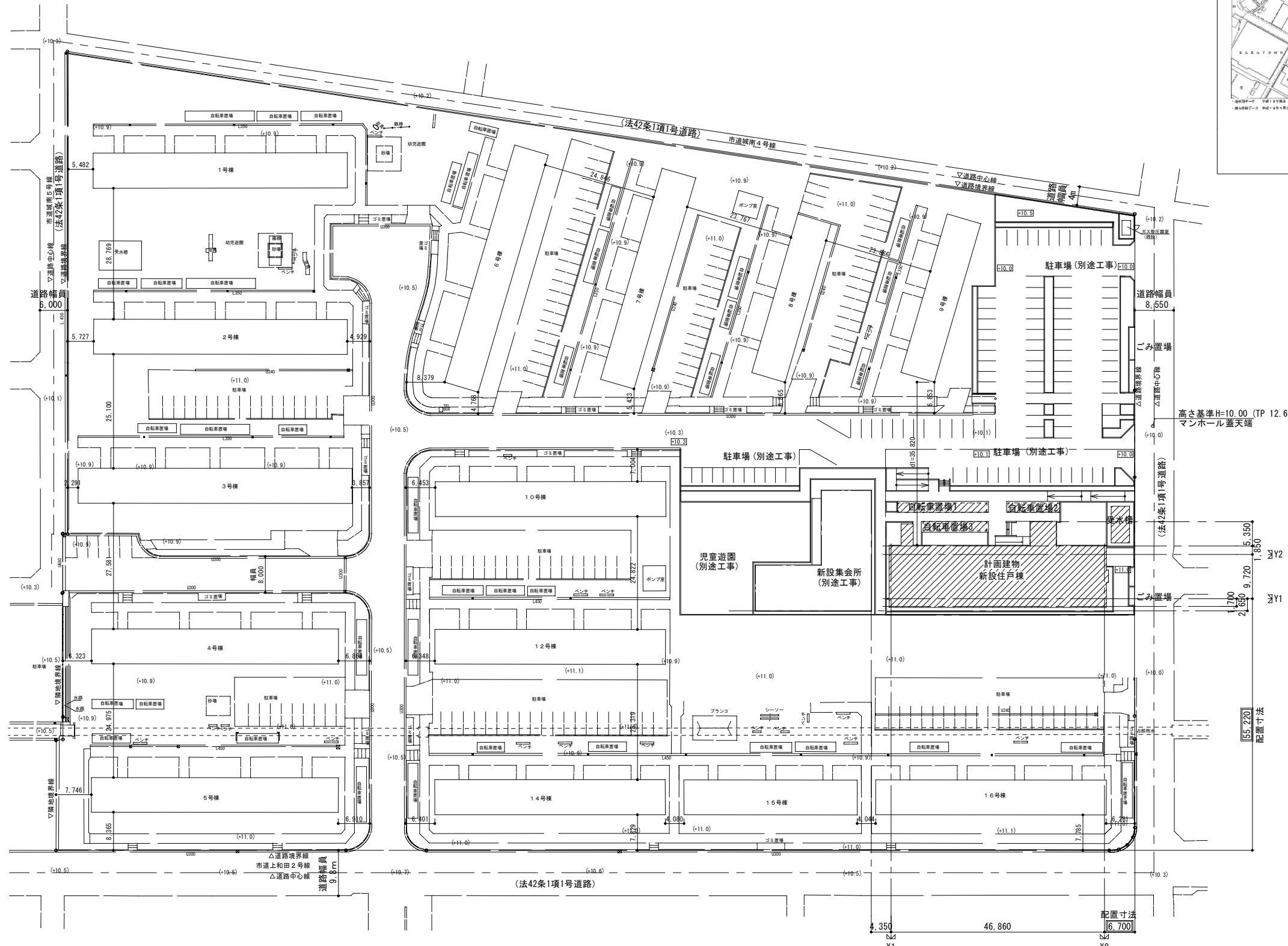
項目	特記事項																											
13.2.4 福祉型仕様	(建物出入口階E Vホールに設置) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     夜間各階停止運転について                      このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れますが、ご協力ください。                      (各階停止運転を行う時間)                      深夜0：00～午前6：00                 </div> 乳白色アクリル板5t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き 【夜間各階停止運転表示板】 16. かが養生：※適用する ・適用しない 監督員の指示する期間、養生カバー（マグネット式）及び保護マットを施す。 18. 自動診断修復旧運転： ・適用する ・適用しない 19. その他：下記の事項を適用する * エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート（巾110mm×高さ50mm）をかが内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利なように運転停止用スイッチを取付ける。 自動着床装置： ※適用する ・適用しない 専用乗場ボタン： ※適用する ・適用しない かが内専用操作盤： ※適用する ・適用しない かが内手すり： ※適用する ・適用しない かが内鏡： ※適用する ・適用しない かが出入口検出器： ※適用する ・適用しない キックプレート： ※適用する ・適用しない 視覚障害者用装置： ※適用する ・適用しない																											
13.2.6 別途工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降路築造工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各階出入口の穴明け工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビット内防水工事及び排水設備工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路ビット内点検用コンセント設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路の煙感知器設置工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> 1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遅滞なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事（配管配線並びに受電用一次端子への接続まで）とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。		建築工事	電気工事	昇降路築造工事	※		各階出入口の穴明け工事	※		乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※		ビット内防水工事及び排水設備工事	※		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※	昇降路ビット内点検用コンセント設置工事		※	昇降路の煙感知器設置工事		※	遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※
	建築工事	電気工事																										
昇降路築造工事	※																											
各階出入口の穴明け工事	※																											
乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※																											
ビット内防水工事及び排水設備工事	※																											
動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※																										
昇降路ビット内点検用コンセント設置工事		※																										
昇降路の煙感知器設置工事		※																										
遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※																										
その他	* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督員の指示に従い遅滞なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督員と協議の上でその指示を受ける。 * 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督員に提出し、承認を得て着手する。 * 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 * 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 * インターホンは組込型とする。 * カゴ内コンセント（100V）を設置する。 * 巻き上げ機は建物最下階FLよりも上部に設置する。 * かがの戸：※防犯窓有（ガラス表面とかがの戸と段差0mm） ・窓無 * トランク部：内に積載容量を表示する * 照明：所要照度は平均水平面照度50lx以上とする * 乗場の戸：※防犯窓有（ガラス表面とかがの戸と段差0mm） ・窓無 * インターホン連絡箇所：図面による（設置高さは、1m以下とする。） 1) エレベーターの故障でかが室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話（通報）できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 2) かが内及び連絡箇所を設置した警報ブザーは連動して鳴動し、外部インターホン受話器をはずさない限り鳴りやまない仕様とする。 * エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 * 表示：次のプレートを取付ける																											
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">株式会社 丹羽英二建築事務所</td> <td colspan="2">上和田住宅エレベーター工事(第1工区)</td> <td rowspan="2">図面番号 No. 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁</td> <td colspan="2">エレベーター工事特記仕様書2</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 H26年3月</td> <td colspan="2">愛知県建設部建築局公営住宅課</td> </tr> </tbody> </table>	株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号 No. 2	一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		エレベーター工事特記仕様書2		検図	製図	設計 H26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課														
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号 No. 2																								
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		エレベーター工事特記仕様書2																										
検図	製図	設計 H26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課																									

項目	特記事項	
非常時通話（通報）	<p style="text-align: center;">エレベーターの安全な使い方</p> <p>I エレベーターの中では</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください。</li> <li>2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります。</li> </ol> <p>II エレベーターの扉は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。</li> <li>2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。</li> </ol> <p>III エレベーターが故障とか停電のときには</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 途中で止まるととじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。 (停電の場合非常灯がつかます)</li> <li>2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。</li> </ol> <p>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。</p> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>	<p style="text-align: center;">400</p> <p>透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き</p> <p style="text-align: center;">【かご内注意銘板】</p> <p style="text-align: center;">260</p>
	<p style="text-align: center;">ご利用の皆様にお願</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。</li> <li>2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。</li> <li>3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。</li> </ol> <p>会社名 電 話 平 日 夜間・休日</p>	<p style="text-align: center;">300</p> <p>乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み</p> <p style="text-align: center;">【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る)</p> <p style="text-align: center;">380</p>
	<p>管理システム</p> <p>* 非常時通話（通報）システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費をその保守管理契約に含むこと。</p>	

項目	特記事項		
	株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
	一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	エレベーター工事特記仕様書 3	縮尺 No. 3
検 図	製 図	設 計 H26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



付近見取図 S=1:5,000



全体配置図 S=1:500

	既設	新設	合計
住戸数	560戸	56戸	616戸
駐車台数	145台	100台	245台
駐輪台数	440台	87台	527台

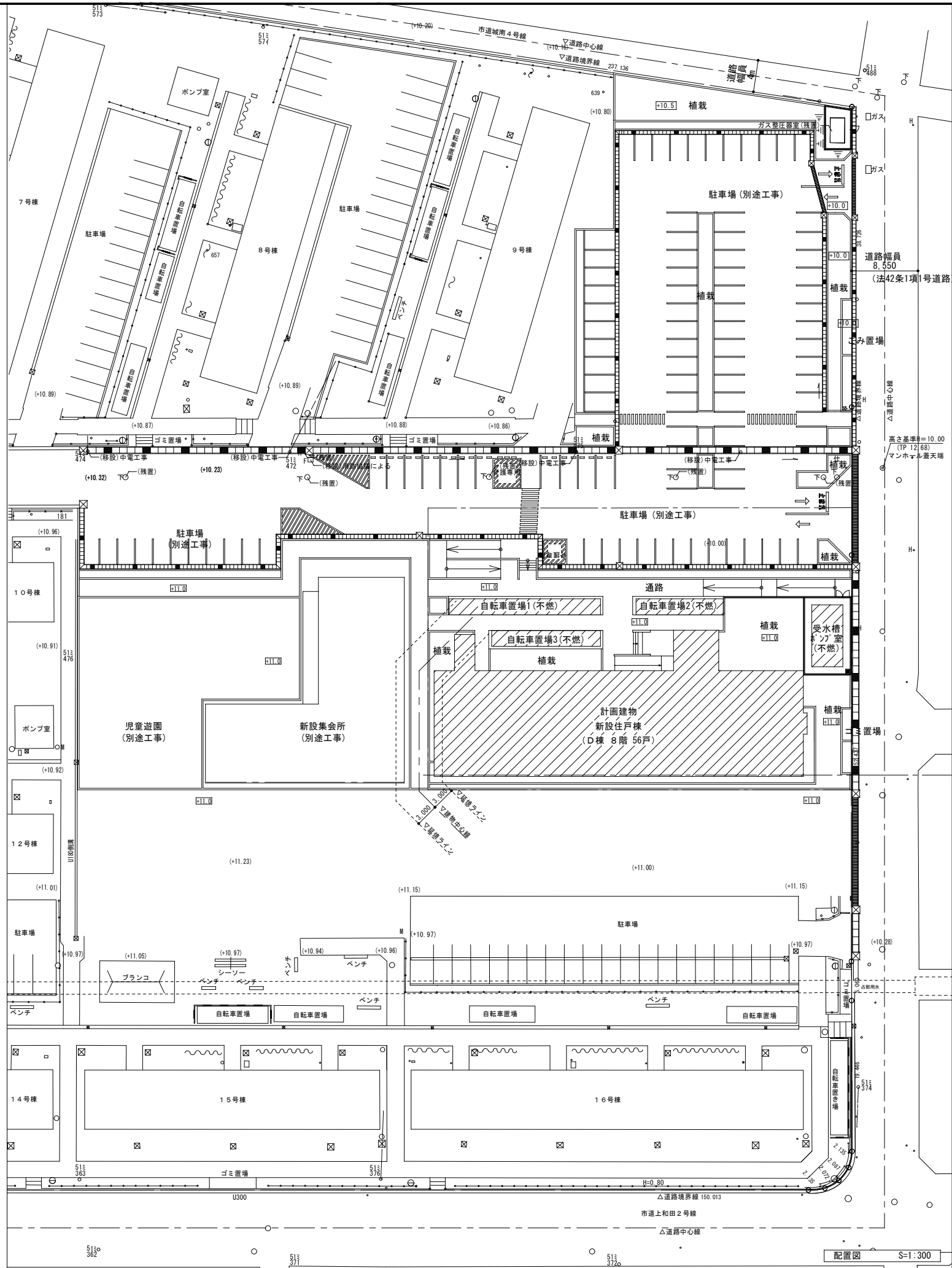
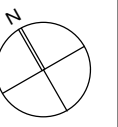
枠内: 工事範囲を示す

住棟配置は、南側道路境界線に平行とする

- 凡例
- 計画レベル
  - (+1.0) 現況レベル
  - Z0 (設計G.L.) = 11.00 (TP13.68)
- 既設建物 建設年: 第一期 昭和46年、第二期 昭和47年

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	演田 仁	付近見取図・全体配置図	縮尺 A1: 1/500 A3: 1/1000	No. 4
検	製	設計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平26年3月		





建築概要		
地名地番	愛知県岡崎市上和田町荒野 1-2, 5-2, 69-1, 70の一部	
敷地面積	37,034.40 m <sup>2</sup>	
用途地域	第一種住居専用地域 (60/200)	
防火指定	法22条区域	
その他	25m高度地区	
主要用途	共同住宅	
申請棟数	5棟	
	申請部分	申請以外の部分
建築面積	1,158.88m <sup>2</sup>	6,277.83m <sup>2</sup>
延べ面積	4,302.52m <sup>2</sup>	2,7264.85m <sup>2</sup>
容積率対象床面積	4,031.43m <sup>2</sup>	26,379.04m <sup>2</sup>
建ぺい率	20.09% ≤ 60%	
容積率	82.12% ≤ 200%	
駐車場率	100台 / 56戸 = 178.57%	
駐輪場率	87台 / 56戸 = 155.35%	

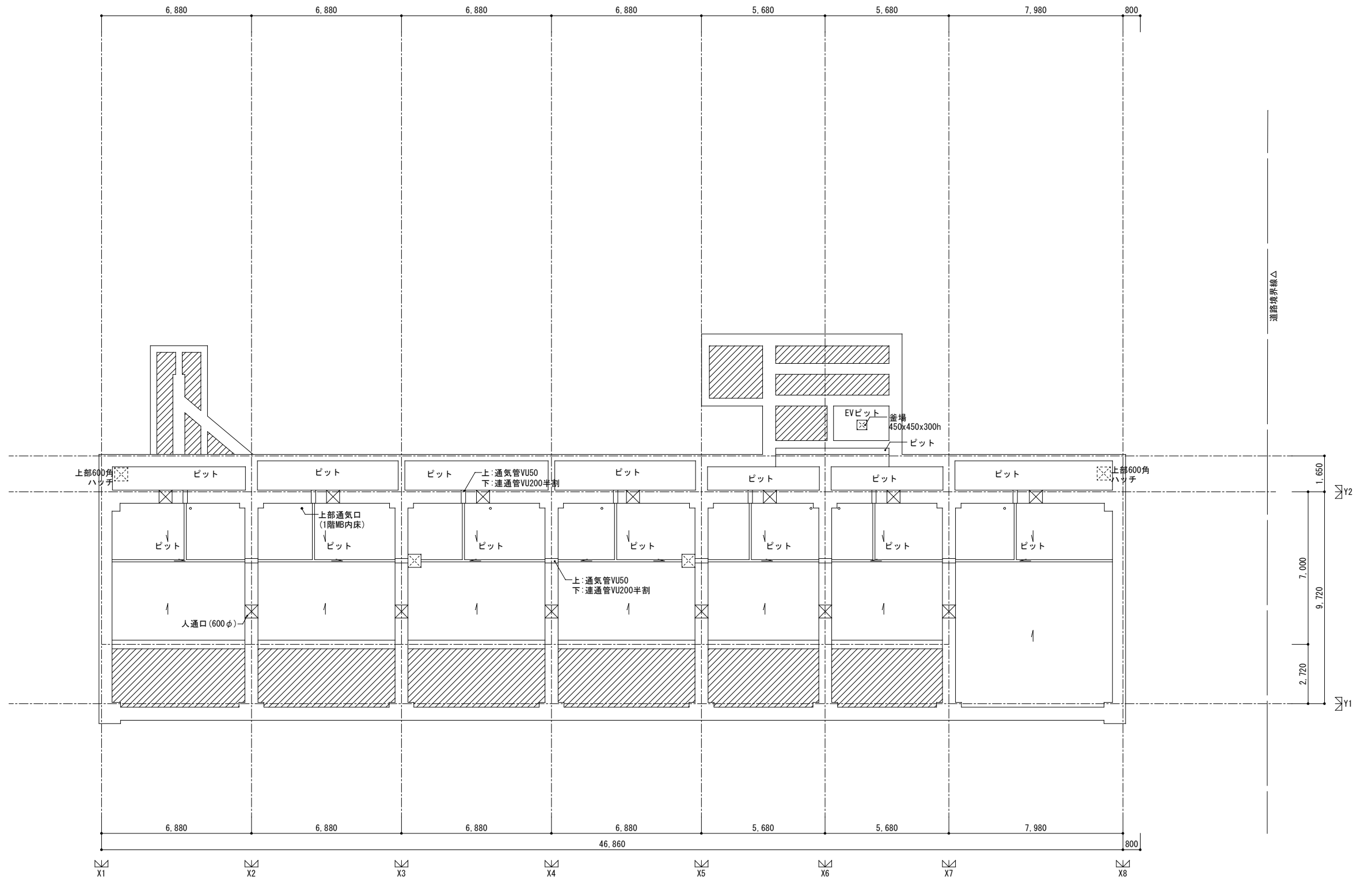
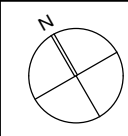
備考・駐輪場及びポンプ室と共同住宅との間の延長ラインは駐輪場及びポンプ室が不燃材で造られている為、建築基準法第2条第6号ただし書きの「その他これらに類するもの」とし、延焼の恐れのある部分は発生しないものとする。  
 ・緑地面積: 約8,452.88m<sup>2</sup> (傾斜地含む) 緑地率: 22.82%

建物概要 (m <sup>2</sup> )			
	棟名	建築面積	延べ面積
申請建物1	新設住戸棟	604.23	3,782.25
申請建物2	自転車置場1	37.18	37.18
申請建物3	自転車置場2	21.23	21.23
申請建物4	自転車置場3	26.56	26.56
申請建物5	新設集会所	461.68	427.30
	受水槽ポンプ室	8.00	8.00

枠内: 工事範囲を示す

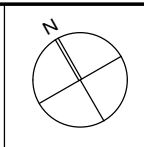
凡例  
 [Hatched Box] 計画レベル  
 (+11.0) 現況レベル  
 Z0 (設計GL) = 11.00 (TP13.68)

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事 (第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	配置図	縮尺 A1: 1/300 A3: 1/600
濱田 仁		No. 5
検 製 設 計	平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課



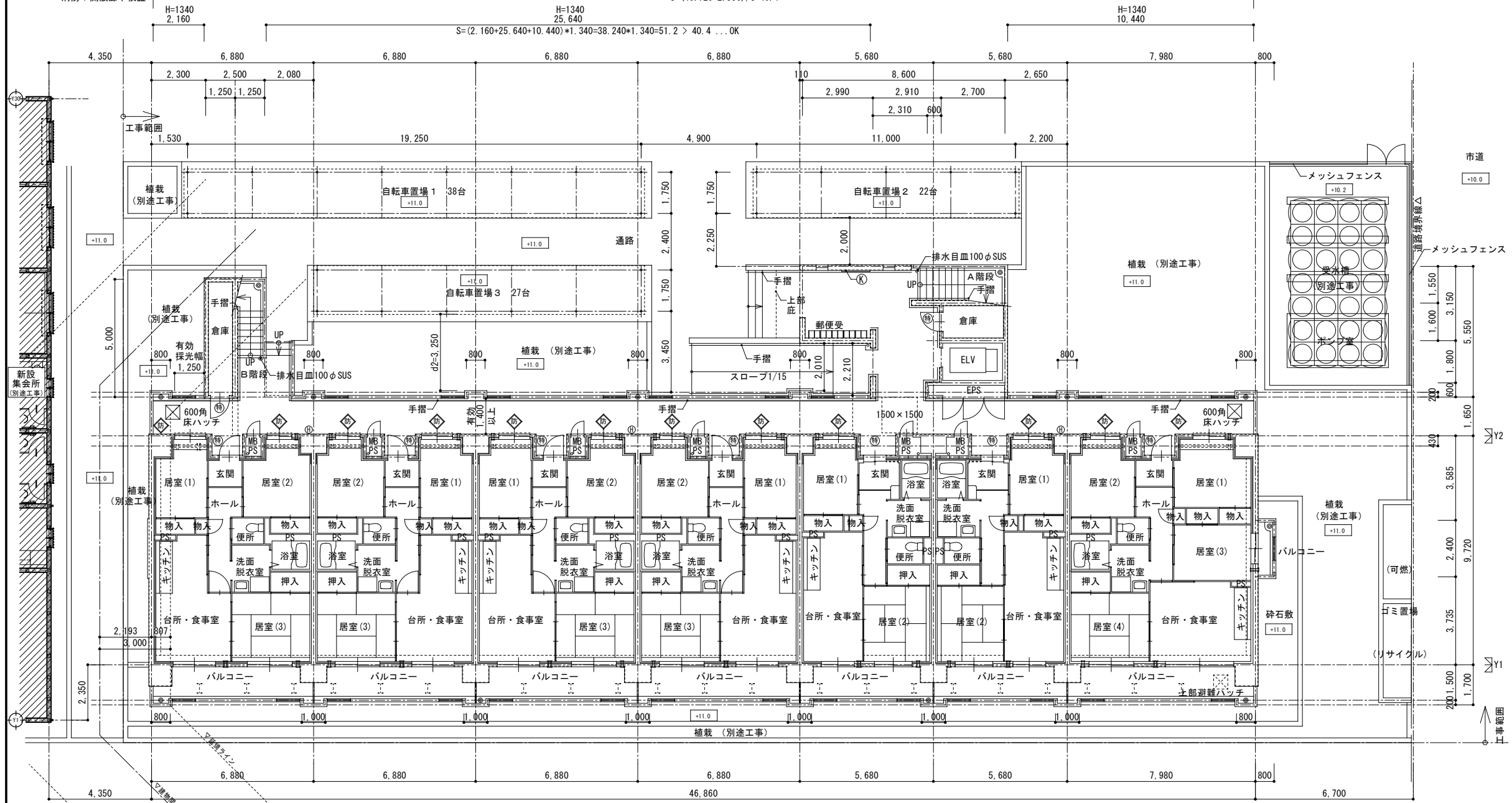
地下ピット図 S=1:100

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁		地下ピット図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	No. 6
検 図	製 図	設 計	愛知県建設部建築局公営住宅課	
		平成26年3月		



H=2800-210=2590  
46,720  
S=(46,720\*2,590)/3=40.4

消防：開放廊下検証



1階平面図 S=1:100

設計住宅性能評価  
2. 火災時の安全に関すること  
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）  
平面形状  
④ 通常経路二方向避難可能  
⑤ 直通階段間に他住戸なし  
⑥ その他

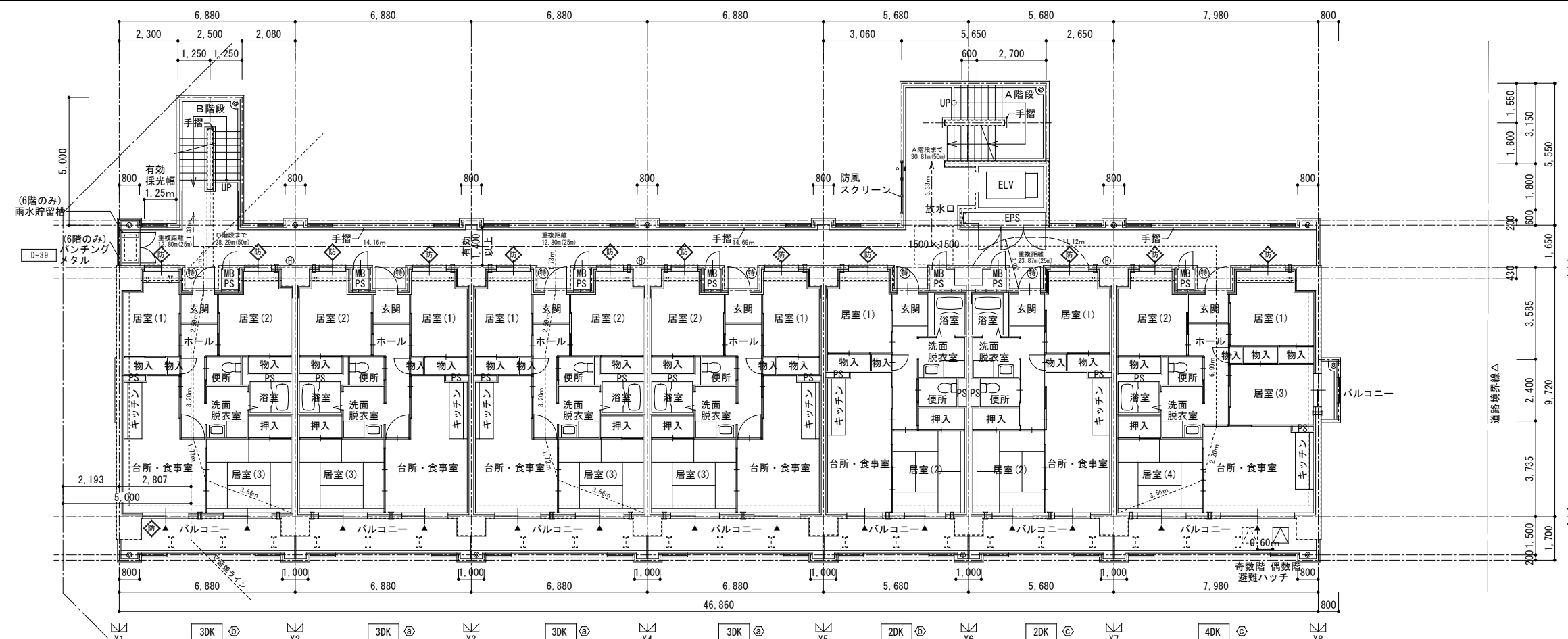
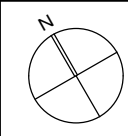
凡例	説明
⊕	消火器 (ABC10型 フックバンド付き) ※歩行距離20m以内設置
⊖	防火設備 (両面20分 令109条の2)
Ⓜ	防火設備 (準時間式 令112条14項)
Ⓝ	特定防火設備 (準時間式 令112条14項)
Ⓞ	特定防火設備 (準時間式 令112条14項-2)
▲	代替出入口 (750×1,200以上、2階以上の階) ※居住者等により発生する火災等に対応可能な代替出入口を設置する。
Ⓜ	避難経路を示す。(建築基準法施行令第120条)
Ⓜ	避難距離を示す。(建築基準法施行令第121条第3項)
Ⓚ	掲示板 (D-2)
Ⓜ	避難用ハシゴ (8.6.4.2階) (D-37)
Ⓜ	避難用ハシゴ (7.5.3階) (D-37)
Ⓜ	床下点検口 (D-35)
Ⓜ	アルミ製物干し金物 (D-31)
Ⓜ	ルーフドレイン100φ (たて引き) 鉄製

- ※避難階段設置の免除(建築基準法施行令第122条)
- ※各戸面積が200㎡以下(耐火構造の界壁で区画)
- ※共用廊下は開放廊下であり、廊下に面している開口は両面20分の防火設備
- ※住戸以外の部分は100㎡以内ごとに区画
- ※戸境壁：鉄筋コンクリート造180 耐火構造2時間 告示1399号1-1-イ
- ※各PS、EPSは耐火構造の床で区画
- ※各PSと住戸との間仕切壁はコンクリートブロック100とする。
- ※共用廊下には段差を生じさせない構造とする。(床下点検口含む。)
- ※避難用ハシゴは消防検定品とする。
- ※避難用ハシゴは物干し金物と干渉しない様留意する。
- ※住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ※住戸内部の床は、Zn+125(厚は125)とし段差無しとする。
- ※当該バルコニーが避難経路であり、両板を破壊し避難できる事及び両板付近に避難上支障になる物品を置くことを禁じる文章を両板に表示する。
- ※延焼ライン内の外壁の構造：耐火構造。

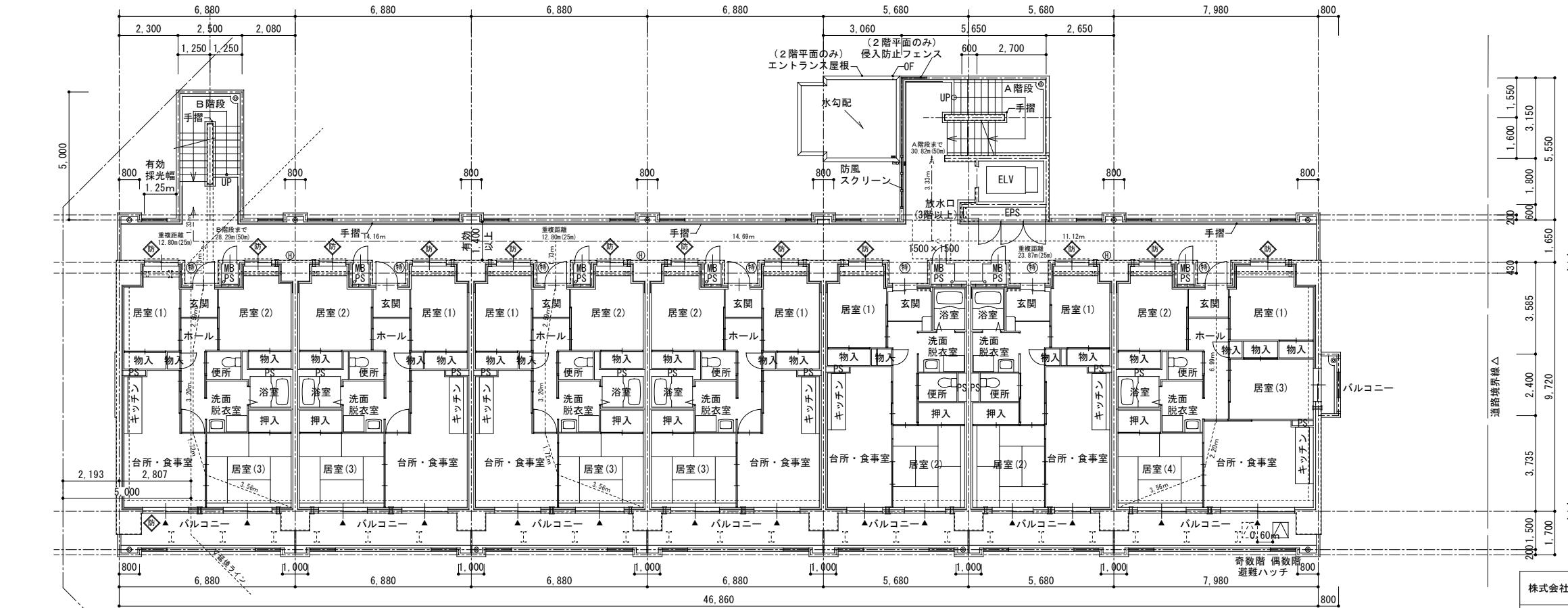
枠内：工事範囲を示す

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	1階平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 No. 7
検図	製図	設計 平成26年3月
愛知県建設部建築局公営住宅課		





4～7階平面図 S=1:100



2～3階平面図 S=1:100

室	構成	戸数	合計
4DK	1 x 1~8F	8	56戸
3DK	4 x 1~8F	32	
2DK	2 x 4~8F	10	
2DKS	2 x 1~3F	6	

設計住宅性能評価  
2. 火災時の安全に関すること  
2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)  
平面形状  
① 通常経路二方向避難可能  
② 直通階段間に他住戸なし  
③ その他

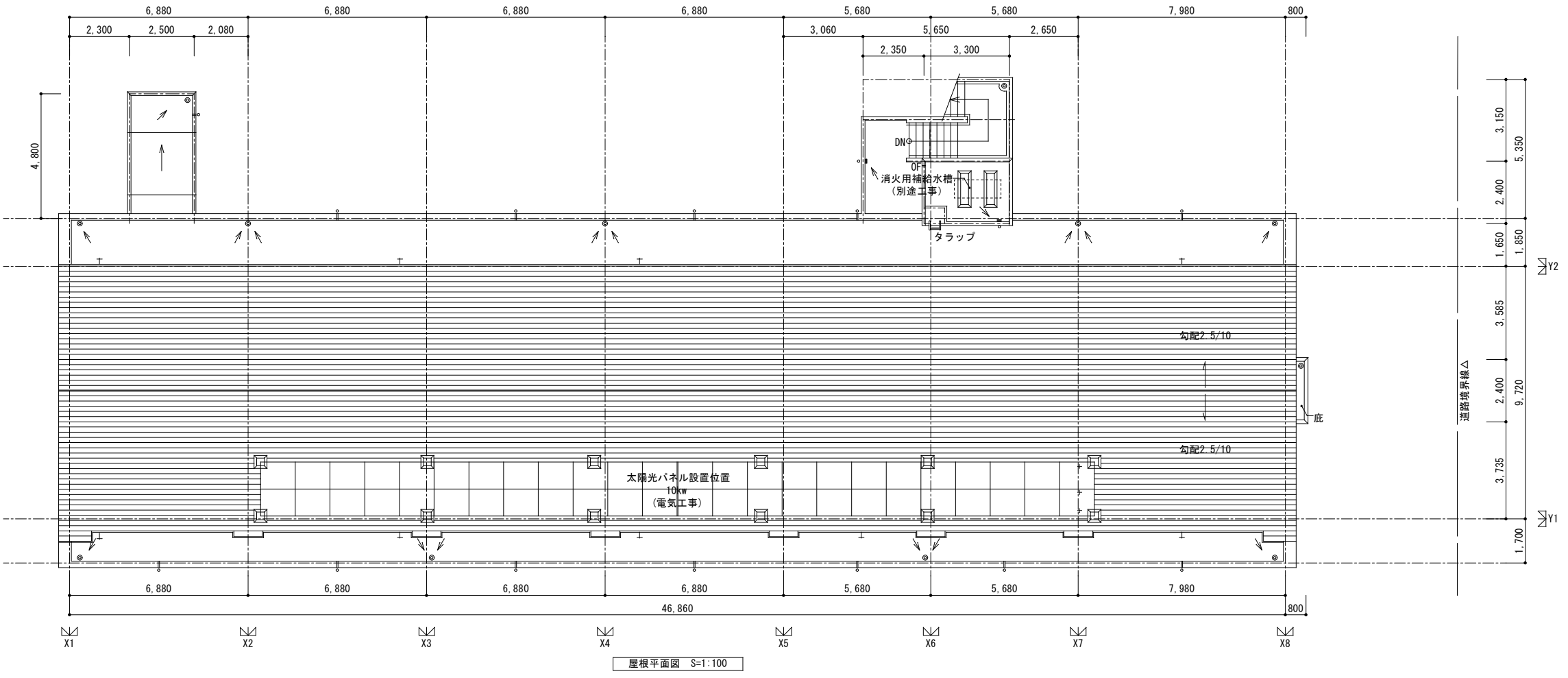
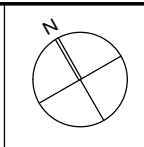
	1~8階	A階段	B階段
有効巾	1340	1040	
蹴上	175	175	
踏面	270	270	
踊上	1700	1170	
段数	16段	16段	

凡例

⊕	消火器(ABC10型 フックバンド付き) ※歩行距離20m以内に設置	
⊕	防火設備(両面20分 令109条の2)	
⊕	防火設備(常時閉鎖式 令112条14項)	
⊕	特定防火設備(常時閉鎖式 令112条14項)	
▲	代替出入口(90×1,200以上) 3階以上の階 共用住宅種別により各住戸に進入可能な代替出入口を設置する。	
⊕	避難経路を示す。(建築基準法施行令第120条)	
⊕	避難経路を示す。(建築基準法施行令第120条3号)	
⊕	網糸板 D-2	
⊕	避難用ハンゴ (8.6.4.2階)	D-37
⊕	避難用ハンゴ (7.5.3階)	D-37
⊕	オーバーフロー管 VP50φ	D-12
⊕	丸型 ステンレス製	D-45
⊕	アルミ製物干し金物	D-31
⊕	ルーフトレイン100φ (たて引き) 鋼鉄製	
■	ルーフトレイン100φ (よこ引き) 鋼鉄製	

- ※避難階段設置の免除(建築基準法施行令第122条)
- ※各戸面積が200㎡以下(耐火構造の界壁で区画)
- ※共用廊下は開放廊下であり、廊下に面している開口は両面20分の防火設備
- ※住戸以外の部分は100㎡以内ごとに区画
- ※戸境壁:鉄筋コンクリート造t180 耐火構造2時間 告示1399号1-1-イ
- ※各PS:EPSは耐火構造の床で区画
- ※各PSと住戸との間仕切壁はコンクリートブロック100tとする。
- ※共用廊下には段差を生じさせない構造とする。(床下点検口含む。)
- ※避難用ハンゴは消防検定品とする。
- ※避難用ハンゴは物干し金物と干渉しない様留意する。
- ※住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- ※住戸内部の床は、Zn=125(量は128)とし段差無しとする。
- ※当該バルコニーが避難経路であり、隔板を破壊し避難できる事及び隔板付近に避難上支障になる物品を置くことを禁じる文章を隔板に表示する。
- ※延焼ライン内の外壁の構造:耐火構造。

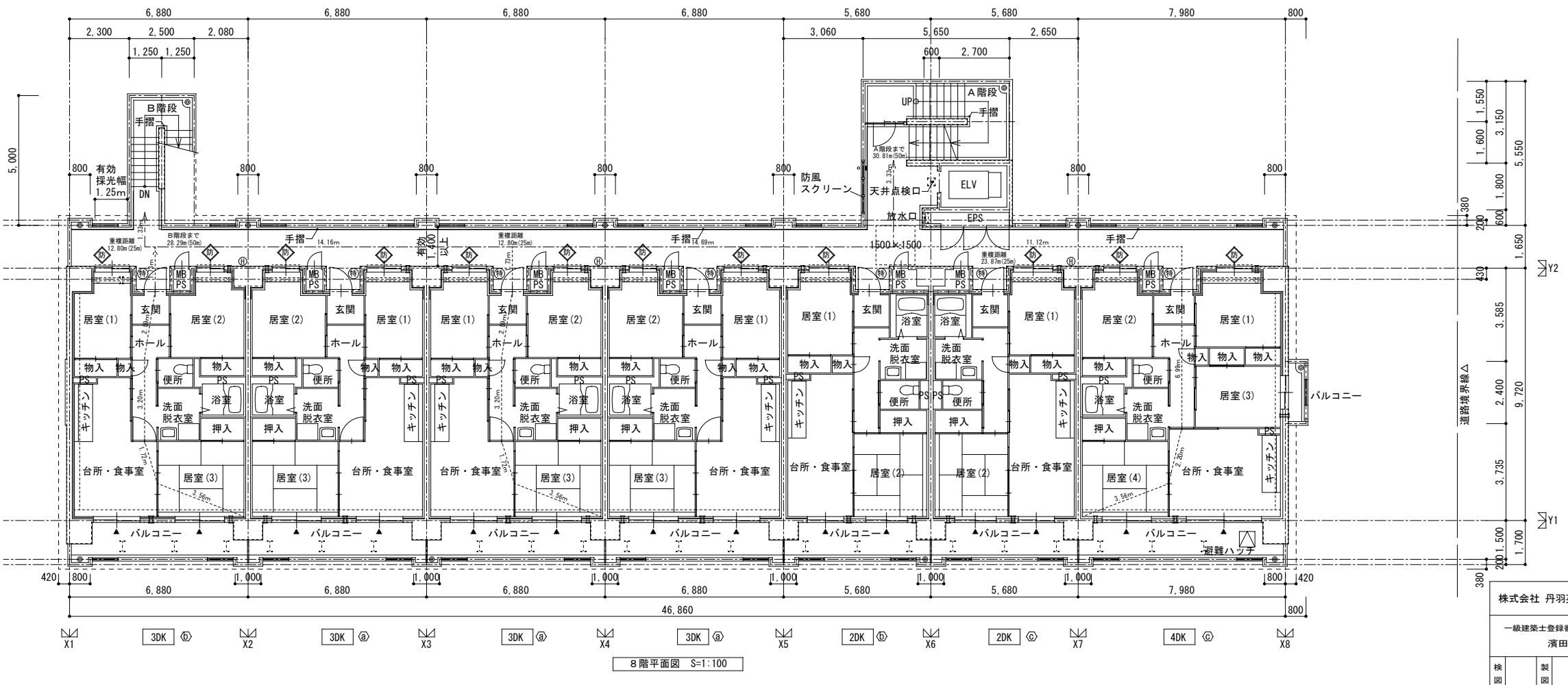
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	2~3階平面図 4~7階平面図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
製図	設計 平成26年3月	No. 8
愛知県建設部建築局公営住宅課		



室	構成	数	合計
4DK	1 x 1~8F	8	56戸
3DK	4 x 1~8F	32	
2DK	2 x 4~8F	10	
2DKS	2 x 1~3F	6	

設計住宅性能評価  
2. 火災時の安全に関すること  
2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)  
平面形状  
② 通常経路二方向避難可能  
③ 直通階段間に他住戸なし  
④ その他

	1~8階	A階段	B階段
有効巾	1360	1060	
階上	175	175	
階下	270	270	
階高	1700	1170	
段数	16段	16段	

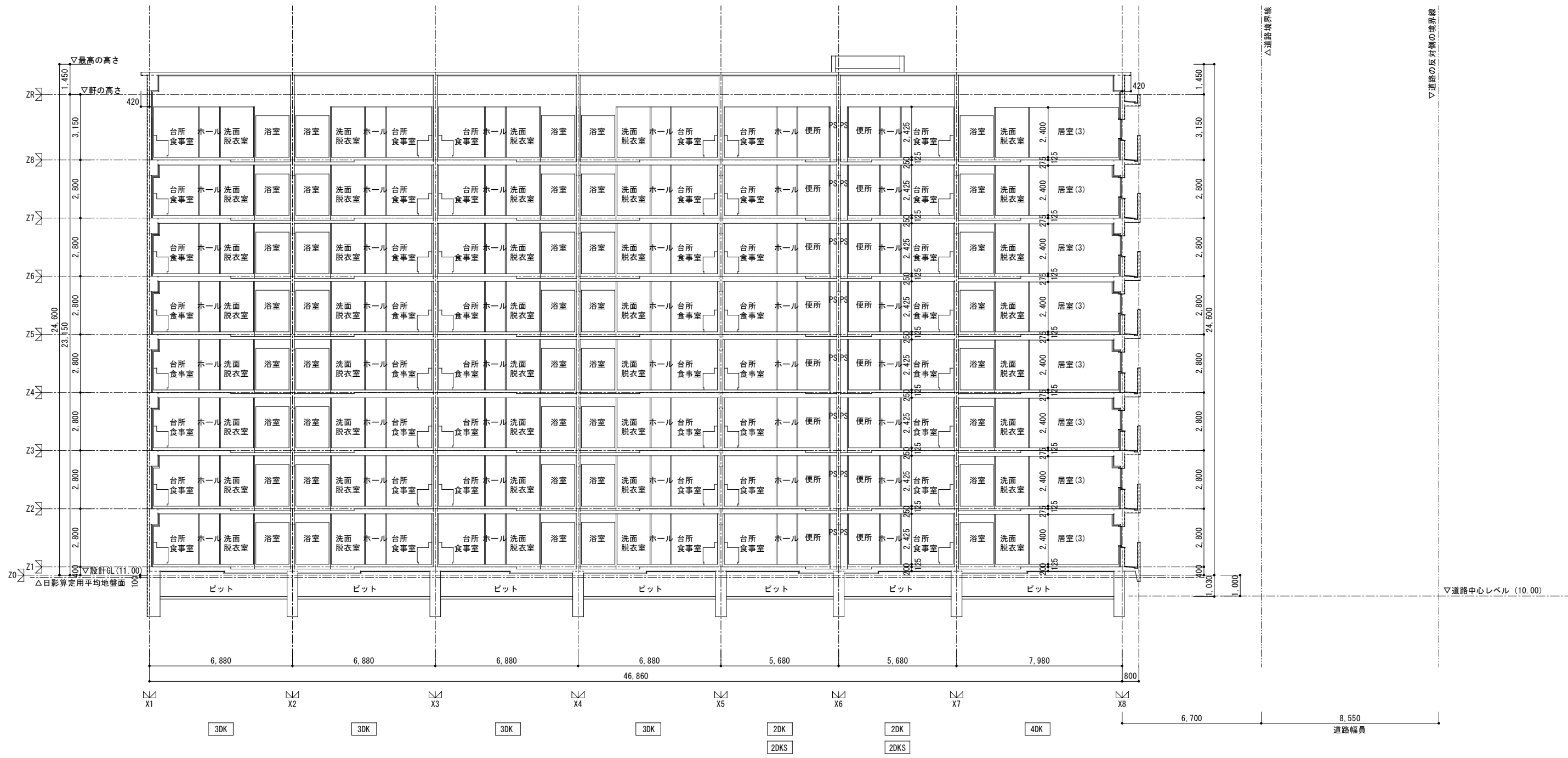


凡例

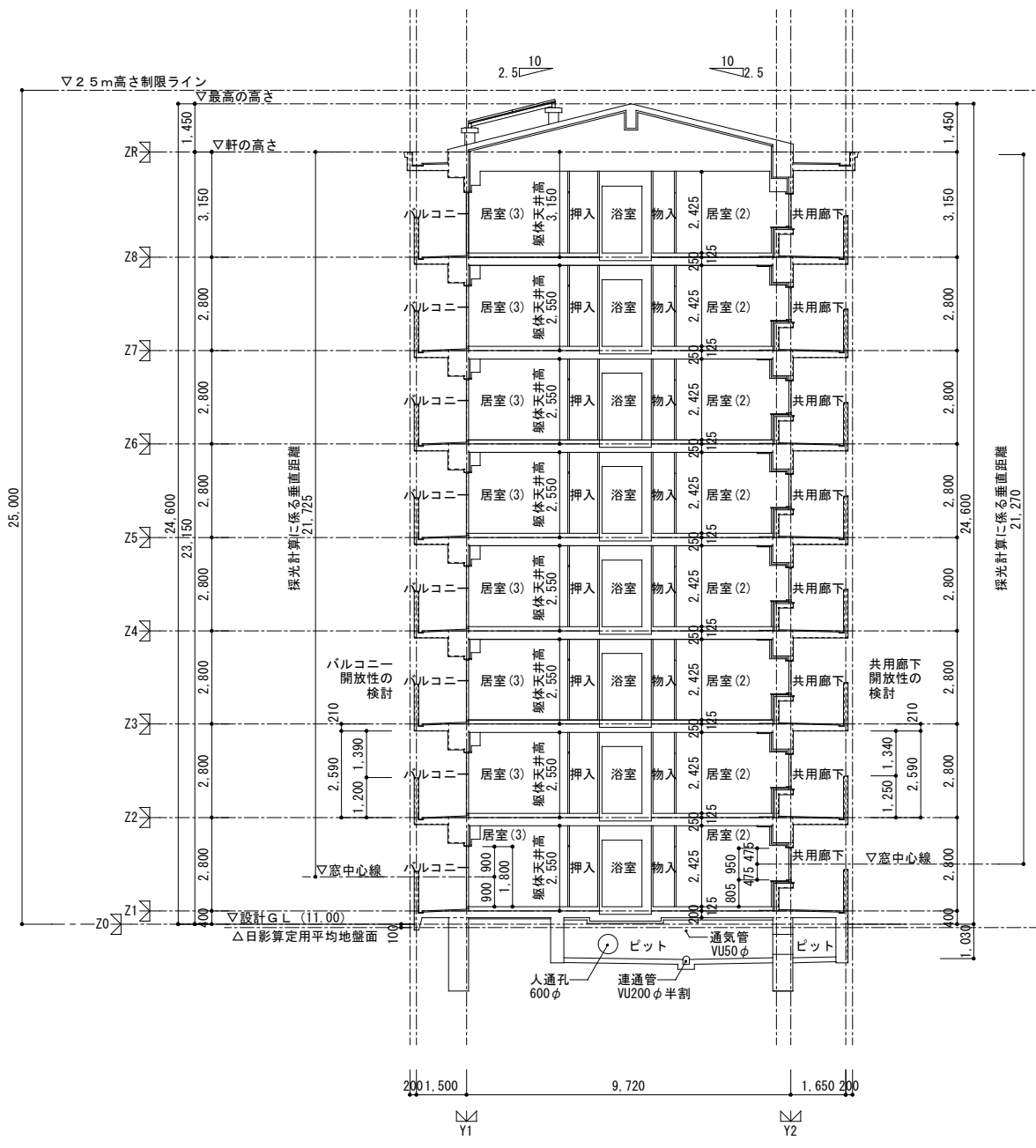
⊕	消火器 (ABC10型 フック付)	
⊕	防火設備 (両面20分 令109条の2)	
⊕	防火設備 (常時閉鎖式 令112条14項)	
⊕	特定防火設備 (常時閉鎖式 令112条14項)	
▲	代替出入口 (750×1,200以上) 3階以上の階 共同住宅特例により各住戸に進入可能な代替出入口を設置する。	
距離 (制限値)	避難経路を示す。(建築基準法施行令第120条)	
距離 (制限値)	避難経路を示す。(建築基準法施行令第121条第3項)	
Ⓜ	換気板 D-2	D-2
Ⓜ	避難用ハシゴ (8.6.4.2階)	D-37
Ⓜ	避難用ハシゴ (7.5.3階)	D-37
Ⓜ	オーバーフロー管 VP50φ	D-12
Ⓜ	丸型 ステンレス製	D-45
Ⓜ	アルミ製物干し金物	D-31
●	ルーフドレイン100φ (たて引き) 鋼鉄製	
■	ルーフドレイン100φ (よこ引き) 鋼鉄製	

- 避難階段設置の免除 (建築基準法施行令第122条)
- 各戸面積が200㎡以下 (耐火構造の界壁で区画)
- 共用廊下は開放廊下であり、廊下に面している開口は両面20分の防火設備
- 住戸以外の部分は100㎡以内ごとに区画
- 戸境壁: 鉄筋コンクリート造180 耐火構造2時間 告示1399号1-1-イ
- 各PS: EPSは耐火構造の床で区画
- 各PSと住戸との間仕切壁はコンクリートブロック100とする。
- 共用廊下には段差を生じさせない構造とする。(床下点検口含む。)
- 避難用ハンゴは消防検定品とする。
- 避難用ハンゴは物干し金物と干渉しない様意する。
- 住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
- 住戸内部の床は、Zn-125 (量は120) とし段差無しとする。
- 当該バルコニーが避難経路であり、両板を破壊し避難できる事及び両板付近に避難上支障になる物品を置くことを禁ずる文章を隔板に表示する。
- 延焼ライン内外の壁の構造: 耐火構造。

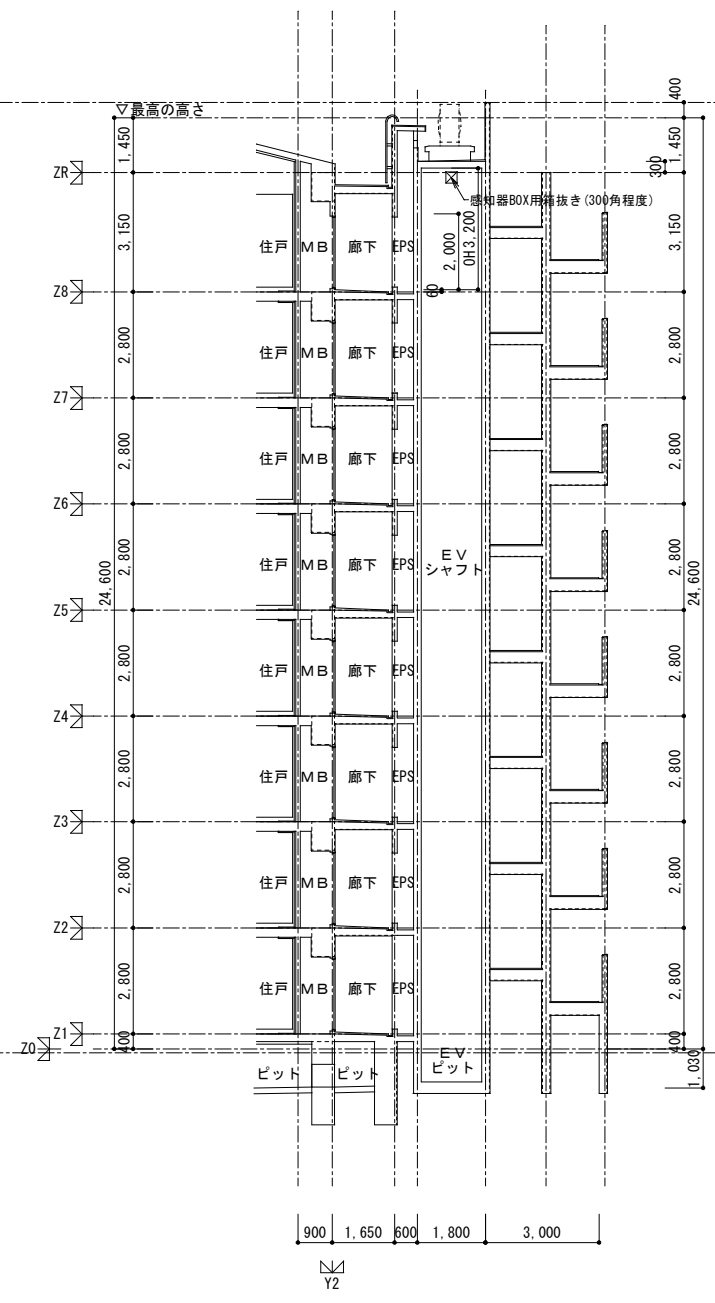
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	8階平面図 屋根平面図	縮尺
濱田 仁		A1: 1/100 A3: 1/200
検図	製図	設計
		平成26年3月
愛知県建設部建築局公営住宅課		



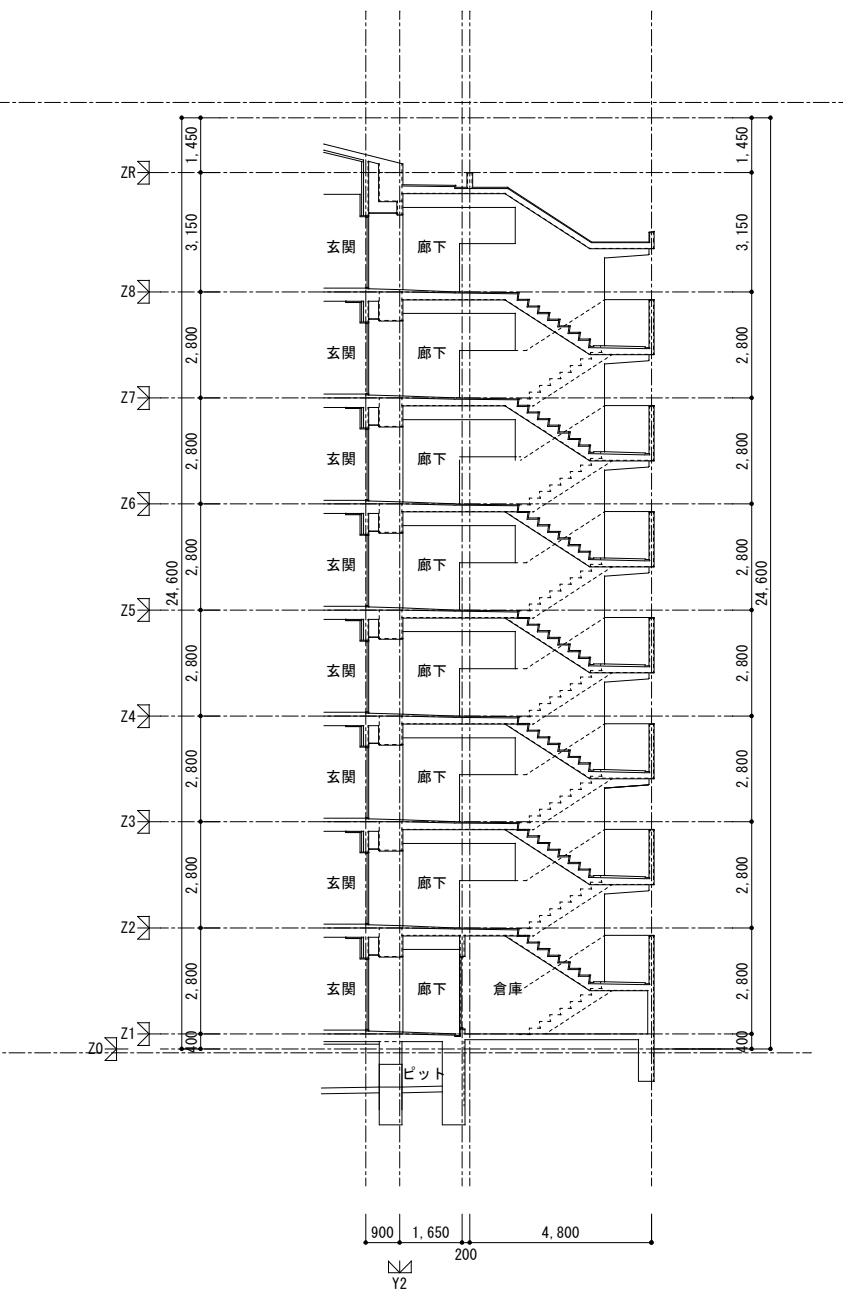
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	断面図(1)	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200
製図	設計 平成26年3月	No. 10
愛知県建設部建築局公営住宅課		



断面図2 S=1:100



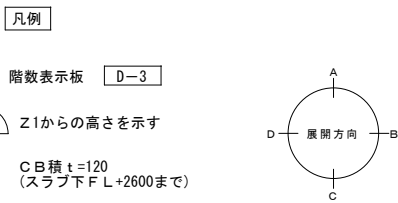
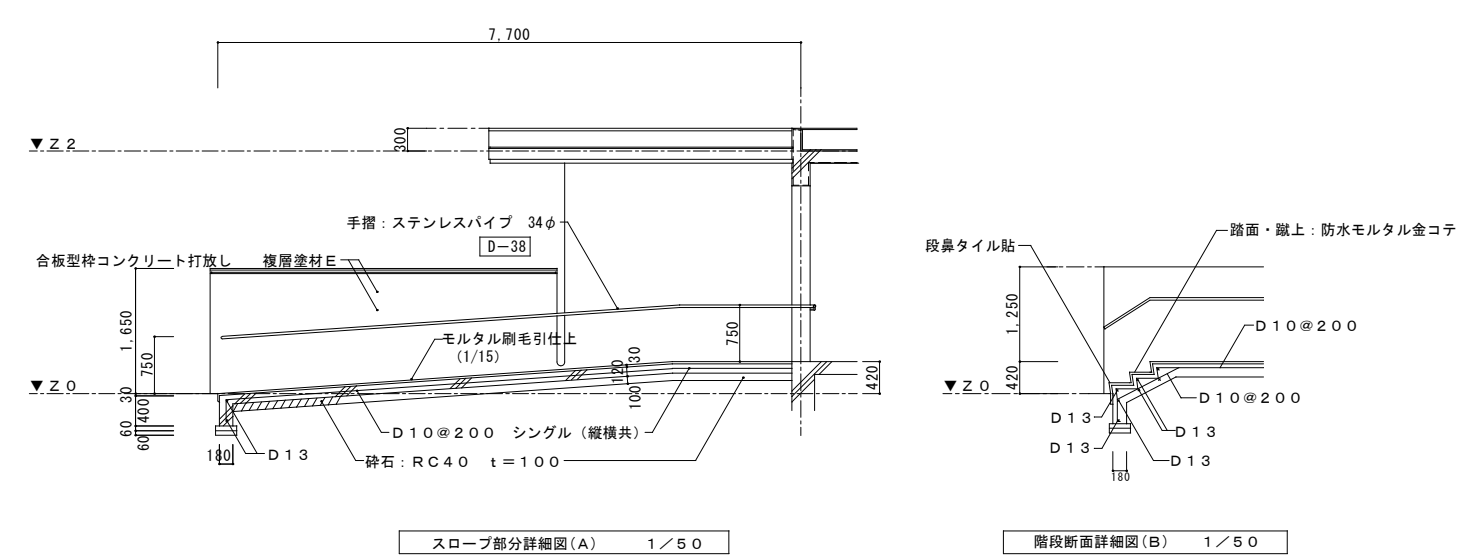
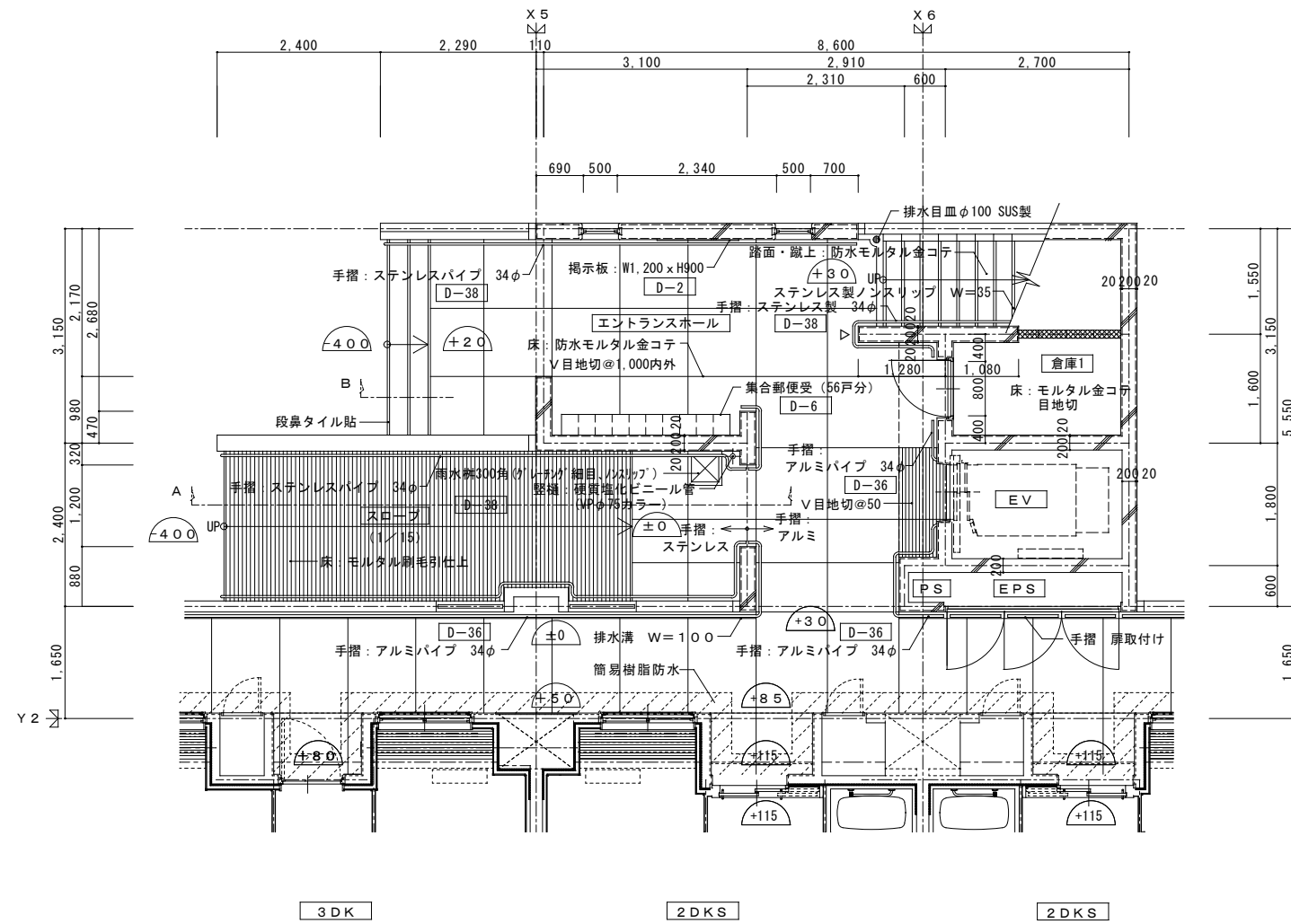
A階段断面図 S=1:100



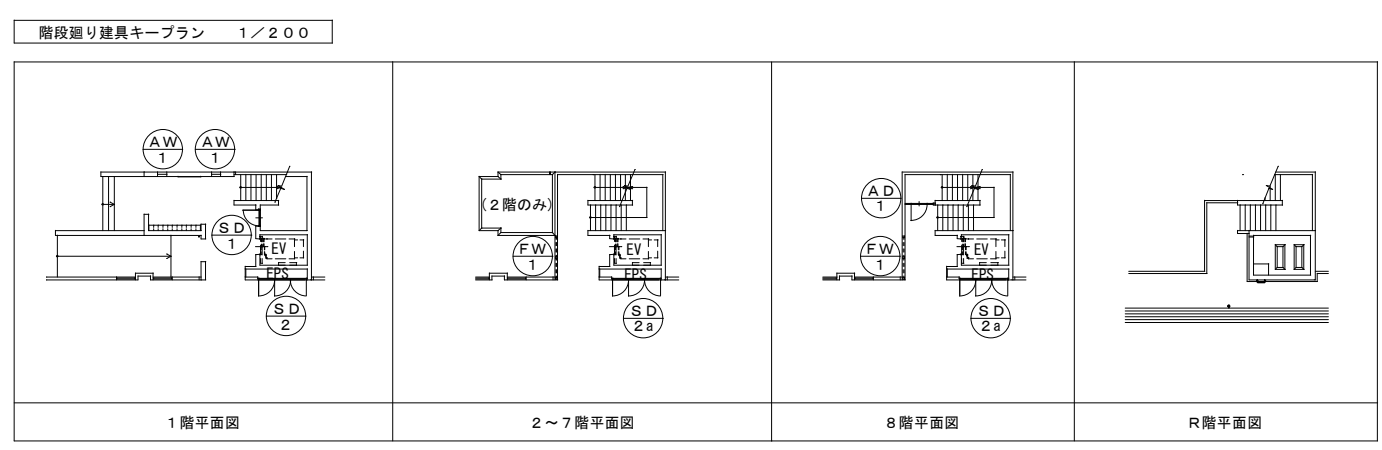
B階段断面図 S=1:100

株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号		断面図(2)		縮尺
濱田 仁				A1: 1/100
				A3: 1/200
検	製	設	愛知県建設部建築局公営住宅課	
図	図	計		
		平成26年3月		
				No. 1 1



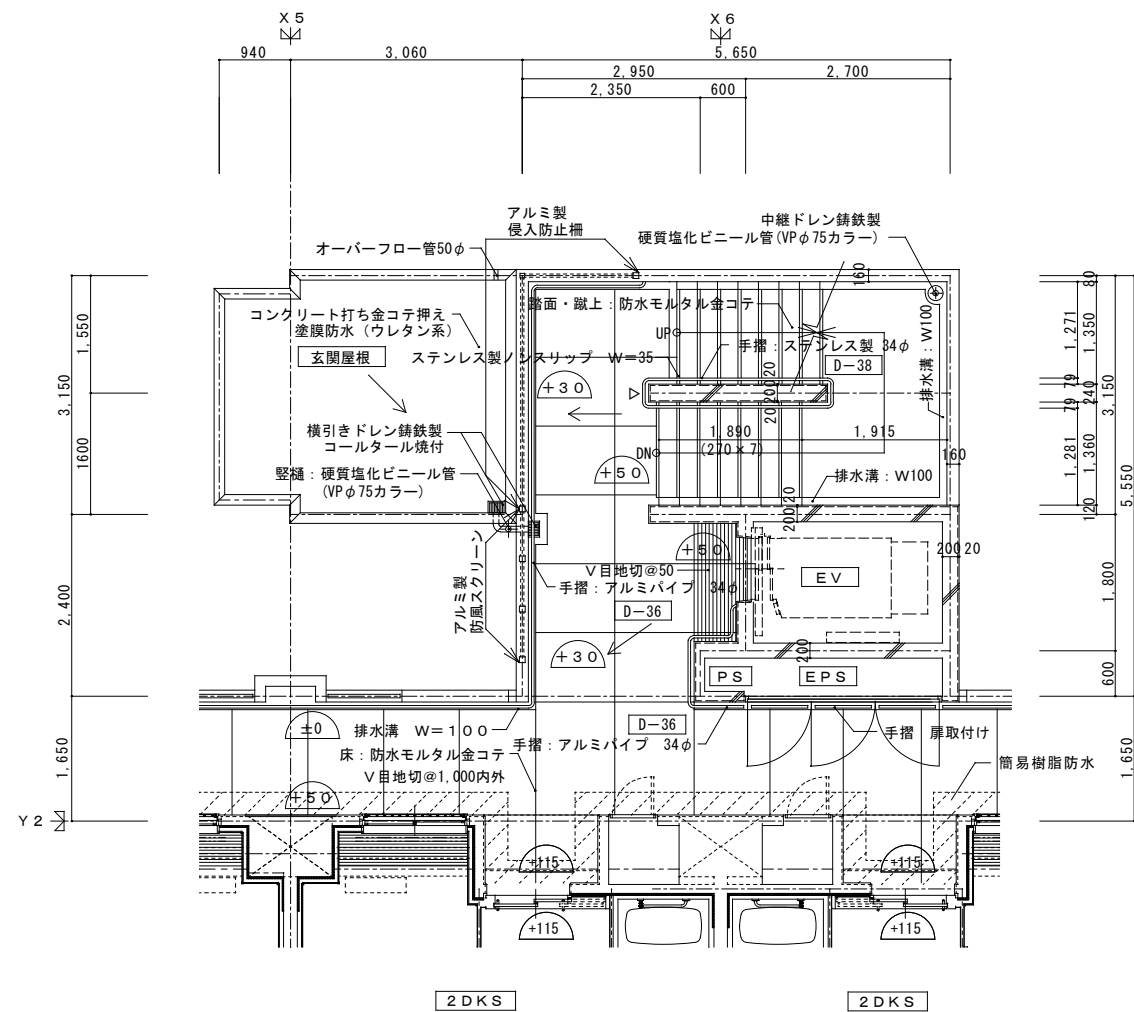


1階EV・階段平面詳細図 1/50

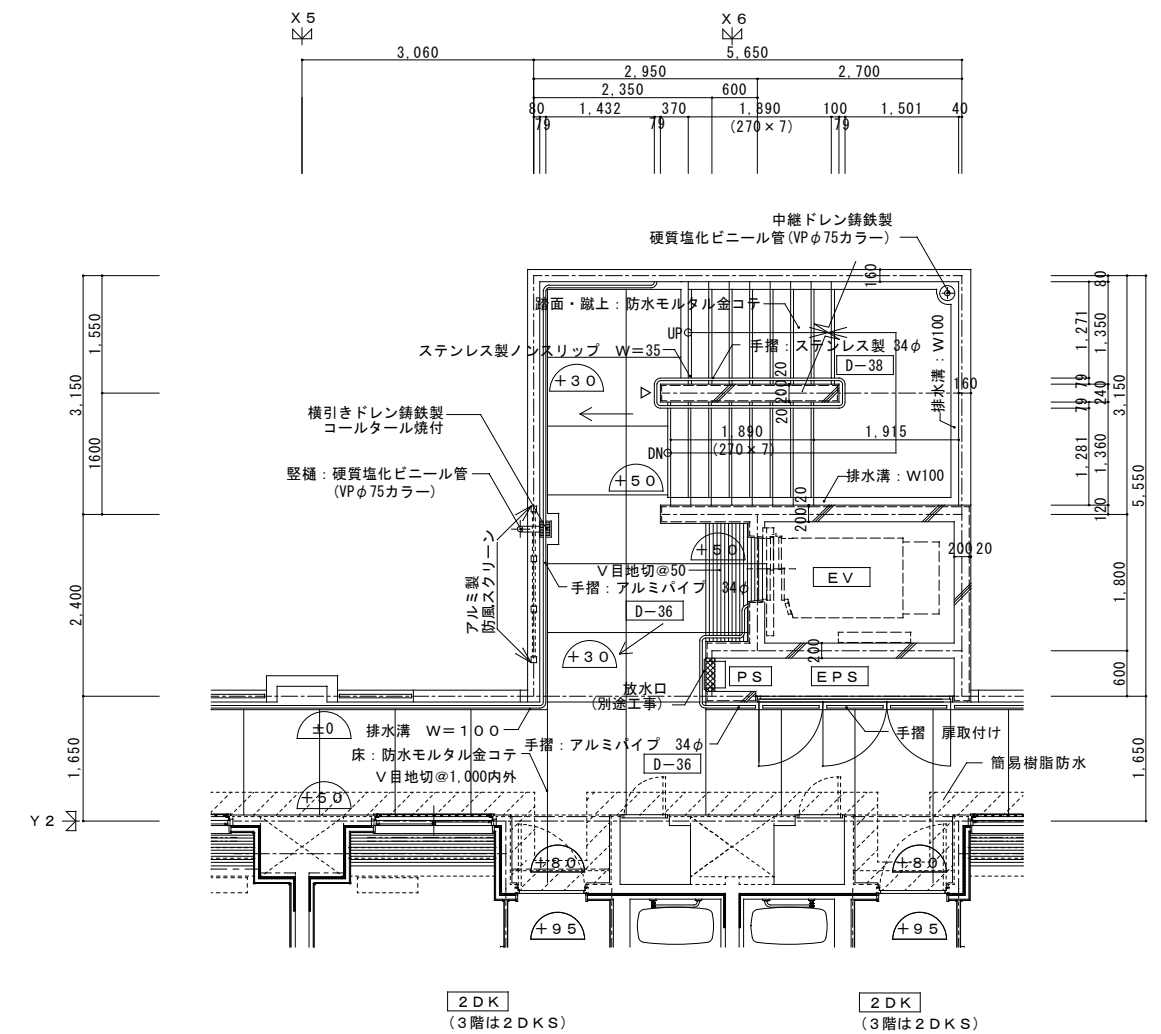


建具表 1/50			
符号・形式	(SD1)	(SD2)	(SD2a)
性能	特定防火設備		
寸法	800 x 1,500	2,400 x 2,430	2,400 x 1,900
使用箇所	1階 倉庫1	1階 EPS	2~8階 EPS
図			
寸法	800 x 1,500	2,400 x 2,430	2,400 x 1,900
仕上	溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6	溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6	溶融亜鉛メッキ鋼板 t=1.6
ガラス	ケースハンドル錠	ケースハンドル錠、T番、マスターキー	ケースハンドル錠、T番、マスターキー
備考	手すり取付補強	手すり取付補強	手すり取付補強
符号・形式	(FW1)	(AD1)	(AW1)
性能	防風スクリーン		
寸法	2~7F: 2,000 x 1,140 (8Fのみ1,020)	1,560 x 2,520	500 x 1,000
使用箇所	2~8階 EVロビー	8階 EVロビー	1階 エントランス
図			
寸法	2,000 x 1,140	1,560 x 2,520	500 x 1,000
仕上	アルマイト(シルバー)の上、クリアー塗装	アルミバンチングパネル t=1.5	アルマイト(シルバー)の上、クリアー塗装
ガラス	網入り型板ガラス t=6.8	網入り型板ガラス t=6.8	網入り型板ガラス t=6.8
備考	標準取付金物一式	T番、フランス落し、南京錠	標準取付金物一式 水切





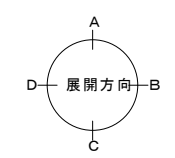
2階EV・階段平面詳細図 1/50



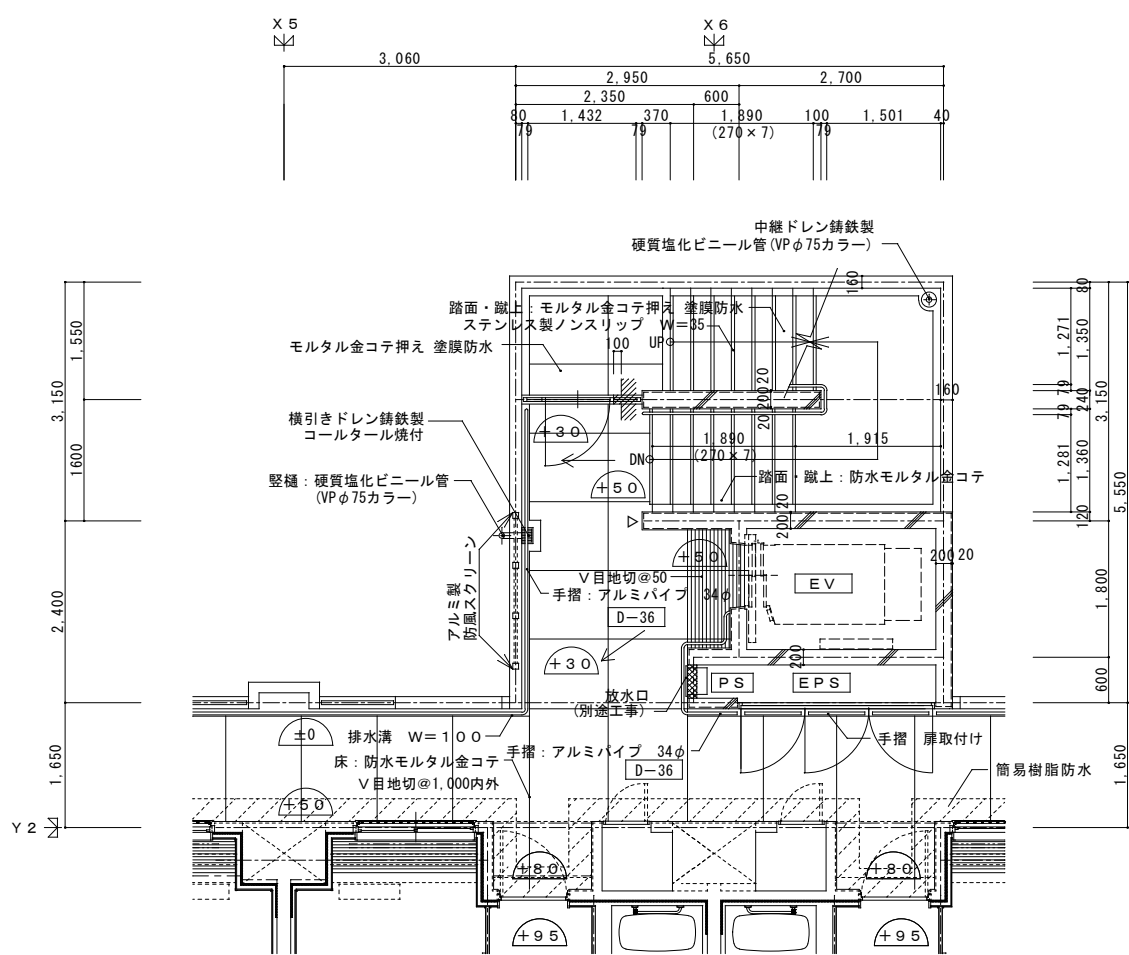
3~7階EV・階段平面詳細図 1/50

凡例

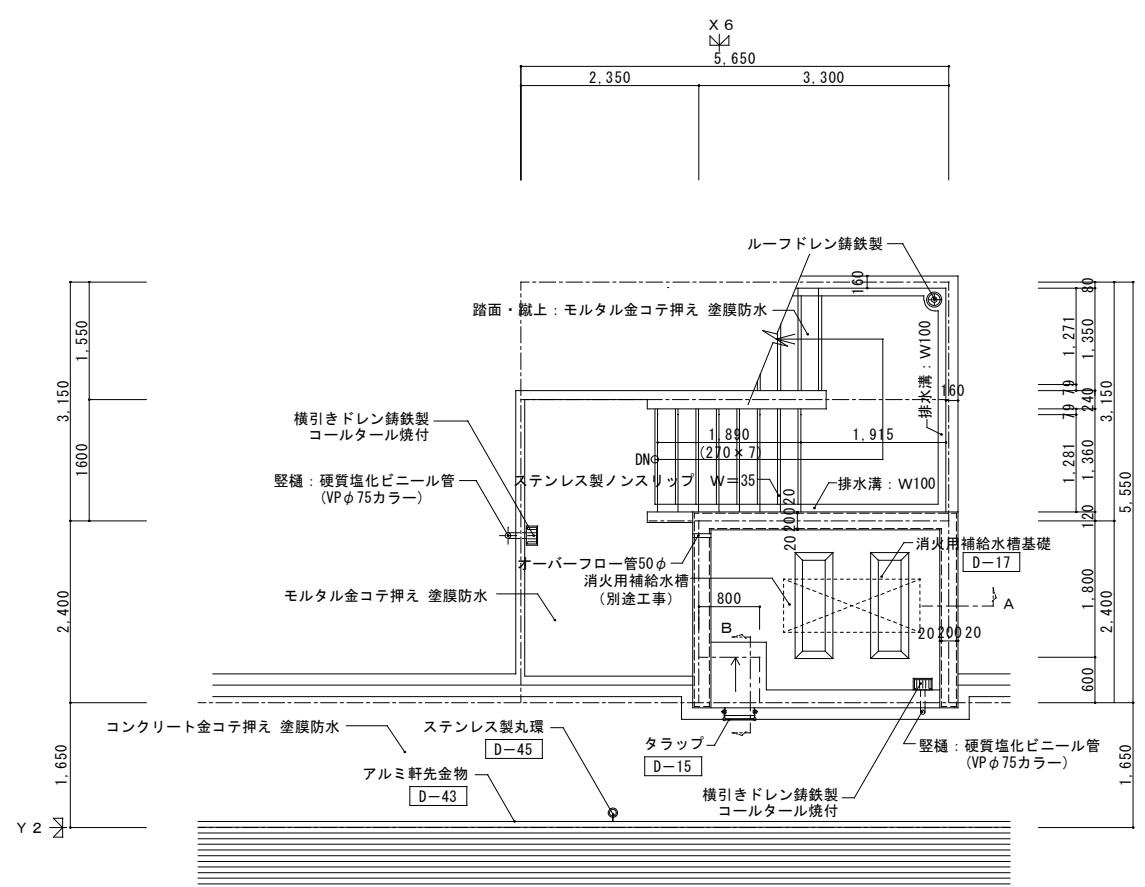
- ▽ 階数表示板 D-3
- ±0 Z1からの高さを示す
- ▨ CB積 t=120 (スラブ下FL+2600まで)



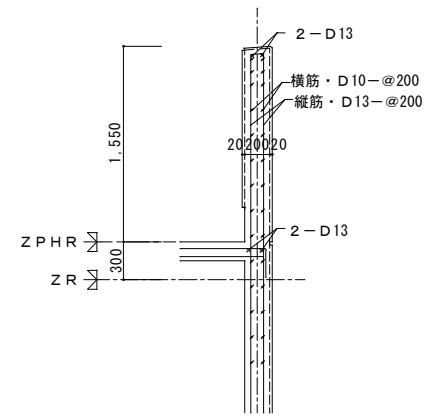
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	濱田 仁	A階段詳細図(3)	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	No. 14
検図	製図	設計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



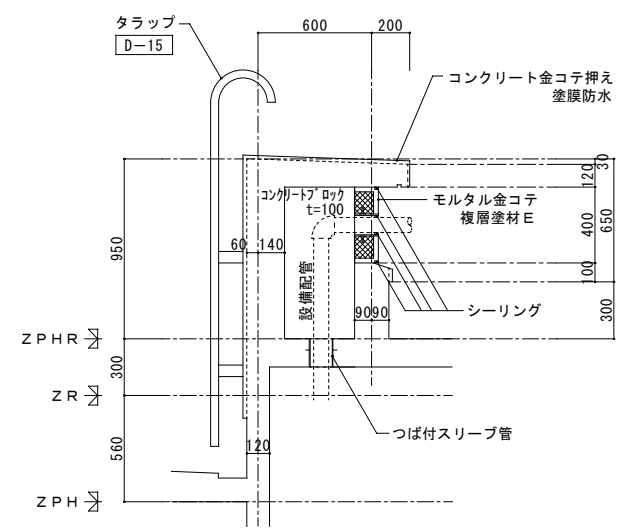
8階EV・階段平面詳細図 1/50



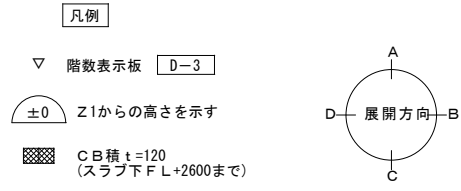
PH階平面詳細図 1/50



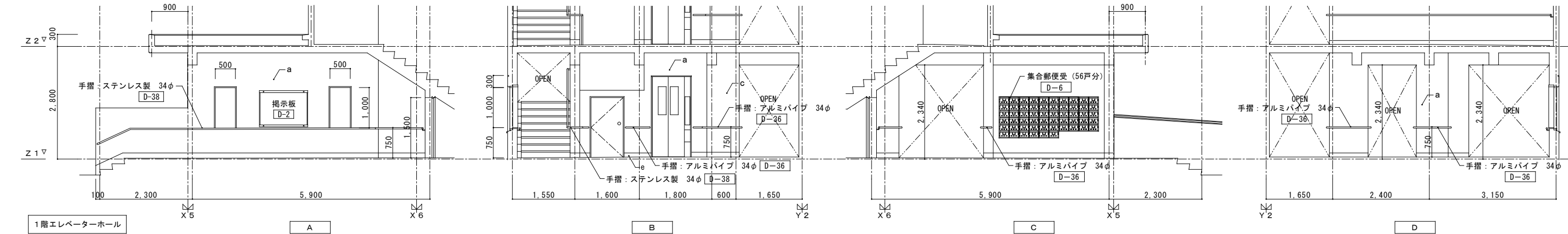
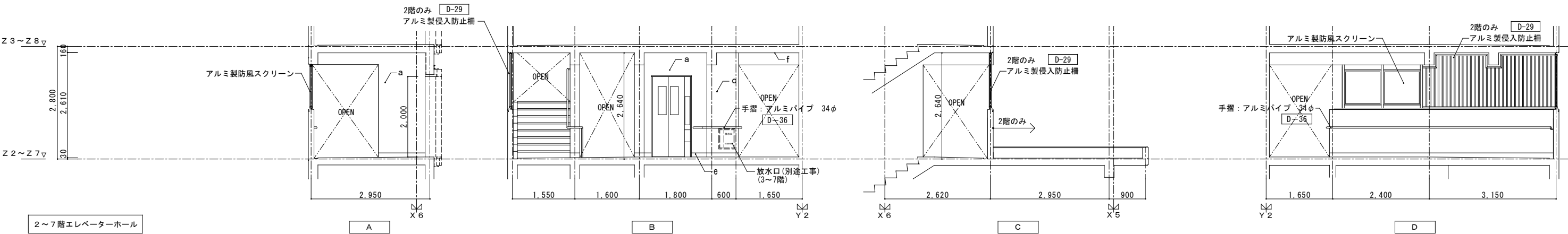
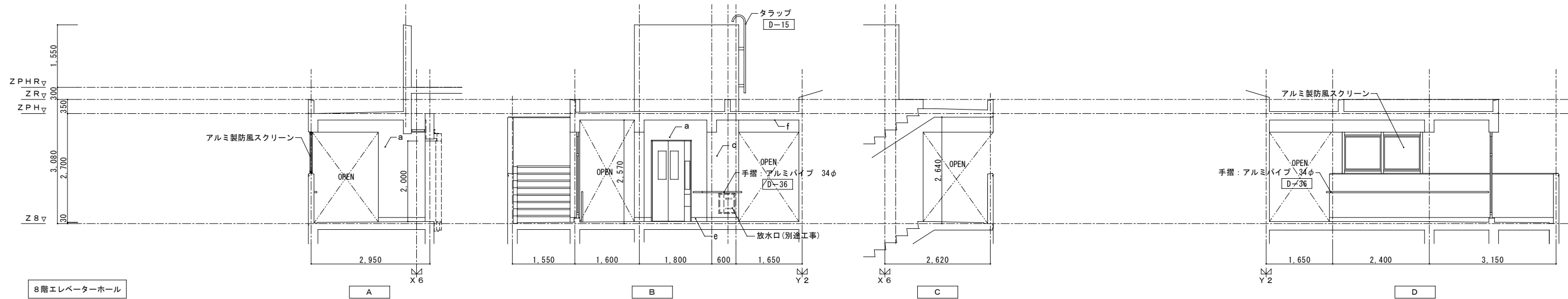
PHパラペット配筋詳細図(A) 1/30



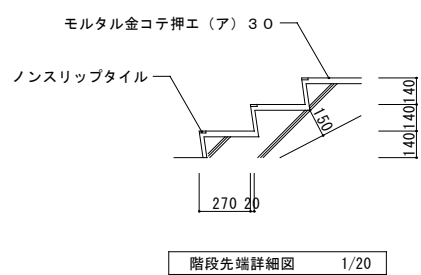
ハト小屋部分詳細図(B) 1/20



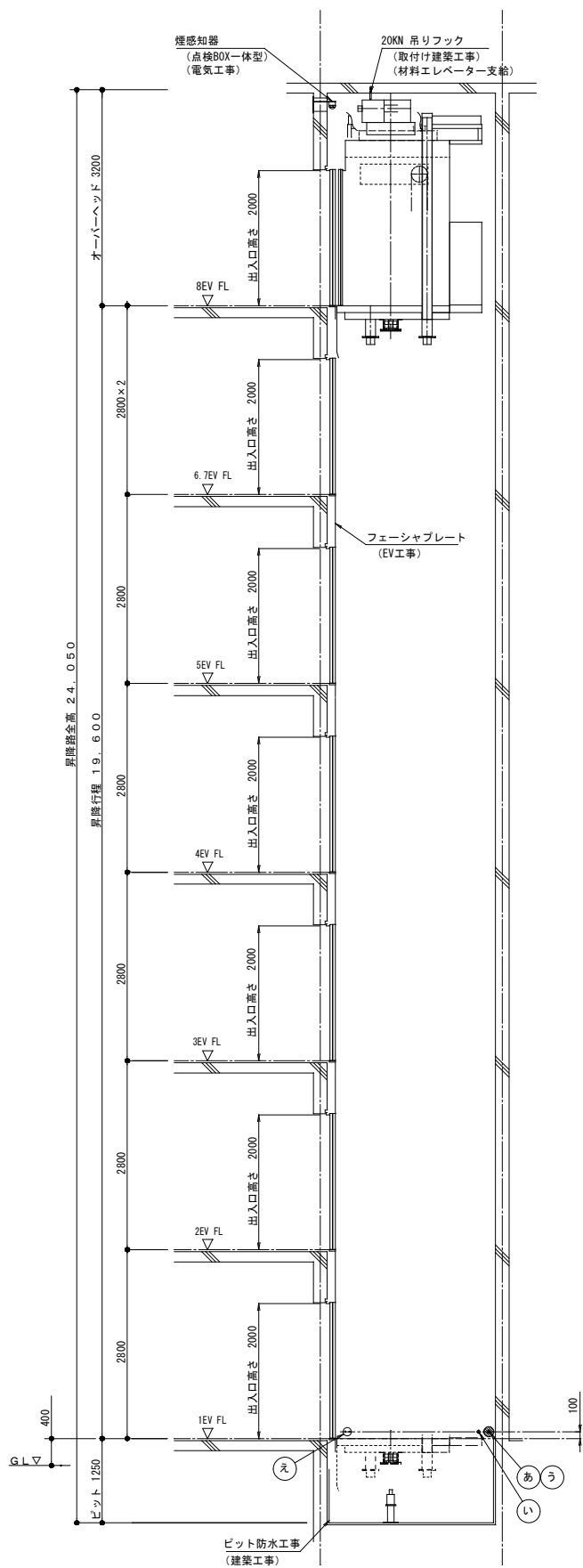
株式会社 丹羽英二建築事務所		上和田住宅エレベーター工事(第1工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	濱田 仁	A階段詳細図(4)	縮尺 A1: 1/50 A3: 1/100	№. 15
検図	製図	設計 平成26年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課	



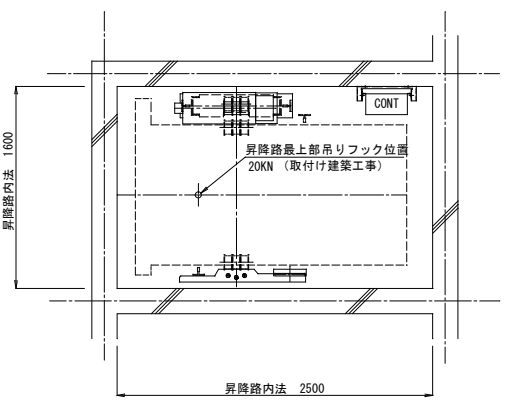
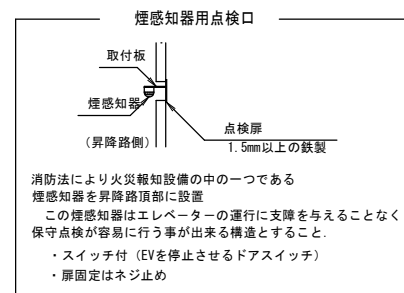
記号	仕上
a	合板型枠コンクリート打放し 複層塗材 S i
b	合板型枠コンクリート打放し 外装薄塗材 E
c	モルタル金コテ 複層塗材 S i
d	
e	巾木：防水モルタル金コテH=100
f	合板型枠コンクリート打放し
g	



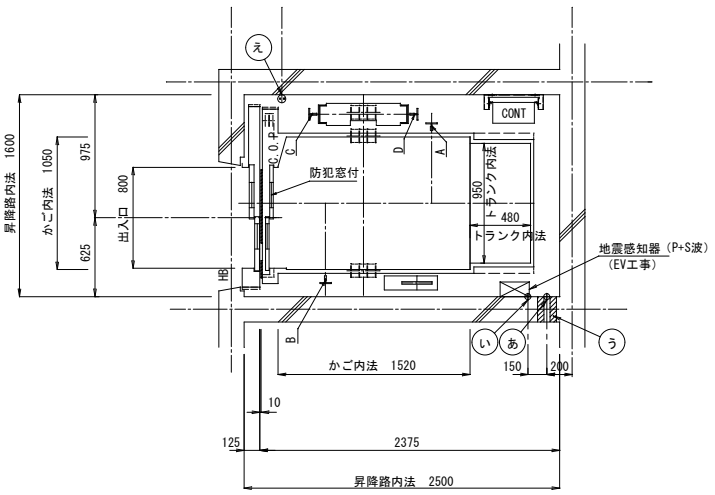
株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号	A 階段展開図	縮尺
濱田 仁		A1: 1/50 A3: 1/100
No. 16	愛知県建設部建築局公営住宅課	



昇降路 縦断面図 S=1:50  
(参考図)

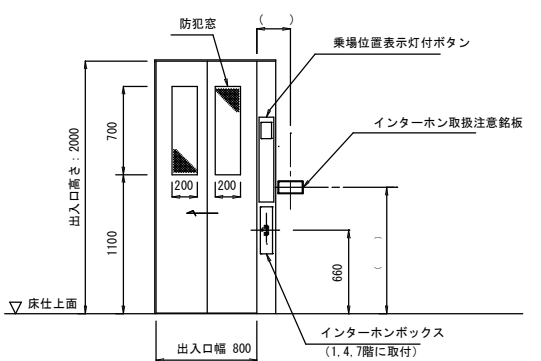


頂部 昇降路 平面図 S=1:30  
(参考図)

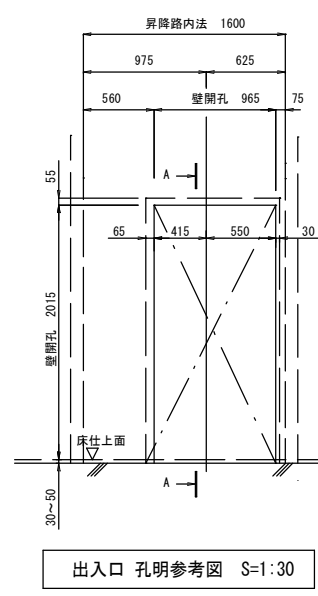
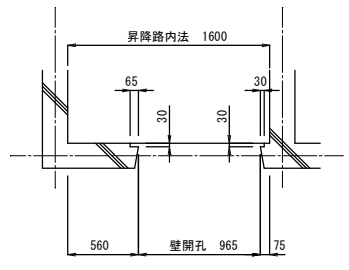


昇降路 平面図 S=1:30  
(参考図)

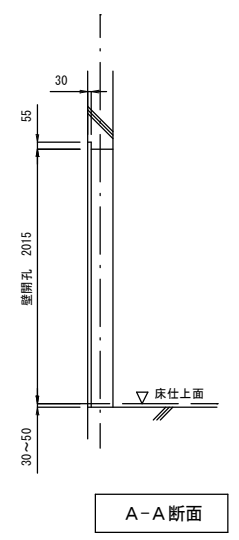
- Ⓐ 動力・照明用電源引込位置  
1EVFL+100 (電気工事)  
電源引込長さ 5.0m
- Ⓘ 遠隔監視用電話配線 平行通信線 T1VF 0.65×20 (MDF又は1DF) 迄  
1EVFL+100 (電気工事)  
配線引込長さ 8.5m
- Ⓚ 防火区画貫通処理  
(電気工事)
- Ⓝ ピット点検用コンセント  
1EVFL+100 (電気工事)



出入口姿図 S=1:30  
(参考図)



出入口 孔明参考図 S=1:30  
(建築工事) (参考図)



エレベーター仕様	
用途	乗用 (福祉型仕様)
制御方式	インバーター方式
操作方式	乗合全自動方式
積載量	600 kg (9名)
速度	45 m/min
電動機	AC 2.8 kW
戸の形式	2枚片引き戸
停止箇所	8箇所 (1~8階)
昇降行程	(19600) mm
かがり内法	間口 1050 奥行 1520 高さ 2300 mm
出入口	幅 800 高さ 2000 mm
三方枠	全階: ユニット枠 鋼板塗装 (メーカー標準色) 仕上
ドア	全階: 鋼板塗装 (メーカー標準色) 仕上
防犯窓	全階: (JIS規格品)
敷居	硬質アルミニウム
位置表示灯	全階: 乗場ボタン型
押ボタンプレート	全階: メーカー標準
天井	メーカー標準
照明	床面照度 50lx以上
壁・戸	化粧鋼板
巾木	ステンレス ヘアライン仕上
床	樹脂タイル (タイル厚さ2mm以上)
敷居	ステンレス製
押ボタンプレート	メーカー標準
付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時救出運転装置</li> <li>・火災時管制運転装置 (有・無)</li> <li>・防犯カメラ</li> <li>・各階強制停止装置</li> <li>・かがり養生</li> <li>・かがりコンセント</li> <li>・専用乗場ボタン</li> <li>・かがり専用操作盤</li> <li>・かがり鏡</li> <li>・乗降者検出装置 (多光軸ドアセンサー)</li> <li>・かがり専用位置表示器</li> <li>・障害者施設用シンボルマーク</li> <li>・注意銘板 (点字)</li> <li>・乗場ボタン (点字)</li> <li>・運転方向及び階名表示 (点字)</li> <li>・かがり操作盤 (点字)</li> <li>・乗降者検出装置 (多光軸ドアセンサー)</li> <li>・各種報知装置</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全マークステッカー</li> <li>・防犯カメラ設置表示ステッカー</li> <li>・敷居間隔 10mm以内</li> <li>・戸開走行保護装置</li> <li>・遮煙機能 (有・無)</li> <li>・BLS認定品とする</li> </ul>

※電気容量について、容量を変更する場合は、その費用負担は本工事で行うこと。

エレベーター用電源設備容量 (電気工事) (1台1回線)	
1.	動力用電源 3φ 200 V 60 Hz
2.	照明用電源 1φ 100V 1kVA

頂部すき間については 平成12年 建設省告示 第1423号 第1 ロによる  
ピット深さについては 平成12年 建設省告示 第1423号 第1 イただし書きによる

株式会社 丹羽英二建築事務所	上和田住宅エレベーター工事(第1工区)	図面番号
一級建築士登録番号 第184619号 濱田 仁	エレベーター設備図(参考図)	縮尺 A1: 1/30 1/50 A3: 1/60 1/100 No. 17
検図	製図	設計 平成26年3月
愛知県建設部建築局公営住宅課		